

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の確立を最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの取り組みは、その経営課題を克服するにあたり、適法・適正な企業運営の下で企業価値が最大化するための経営体制や仕組みを構築していくことであり、経営環境の変化に応じ、効果的で合理的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目指し、2016年5月25日開催の第20期定時株主総会の決議において、監査等委員会設置会社へ移行しており、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役で監査等委員会を構成し、取締役の監査機能を一層充実させております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】及び【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。現状では、英文による事業内容・会社概要について開示しています。今後株主から、招集通知の英訳化についてご要望頂きましたら、検討させていただきます。

【補充原則1-2-5 機関投資家の株主総会での議決権行使】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている者が有している者として、信託銀行等の名簿で株式を保有する機関投資家等の実質株主の総会出席・議決権行使等を原則認めておりません。但し、株主名簿上の株主を通じて株主総会への出席の申し出があった場合、今後検討して参ります。

【補充原則2-5-1 内部通報に関する外部窓口の整備】

当社では、コンプライアンス規程と公益通報者保護規程により、内部通報に係る仕組みを構築しており、内部通報者が保護されるような体制を整備しています。外部窓口の設置については、必要に応じて今後検討して参ります。

【原則3-1(5) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の際の選任・指名説明】

経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名に係る理由の開示につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

中長期的な業績と連動する報酬として、インセンティブプラン等は実施しておりません。報酬全体の構成・割合等も含めて今後検討いたします。

【補充説明4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、結果概要の開示】

取締役会の実効性評価については、今後取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な継続を図るため、主として取引先からの保有要請を受け取引先の株式を取得・保有することがあります。取引先の株式は取引関係の強化・ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有意義の乏しい銘柄については適宜株価・市場動向を見て売却いたします。

保有株に係る議決権の行使に当たっては、当該企業の企業価値の向上に資するものか、当社への影響度等を総合的に判断して行います。

【1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規則にて、取締役と会社間の取引または取締役が第三者のためにする会社との取引その他の利益相反する取引の承認は取締役会の決議を必要とする旨定めています。

【3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念・経営戦略・経営計画については決算資料を含めて当社ホームページで開示済であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や、円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

(3) 経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役それぞれ、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績・経営内容等を勘案して決定しています。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任に当たっては、当社での業務に対する知識とその経験に基づいた実績を以て、役員規程に定めた手続きに則り選任しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲、概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての業務運営会議(全常勤取締役および全部門長が出席)を設けております。

業務運営会議では、意思決定の迅速な伝達、重要課題の検討並びに各部門の活動報告を行い、情報と目標の共有化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は東証の「上場管理等に関するガイドライン」に規定する、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外取締役を2名選任し、選任事由及び当社と人的関係・資本的關係・取引関係その他の利害関係がない旨有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4－11－1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方】
当社は、役員規程にて取締役候補者の選任基準を「法定の要件を備え、人格並びに見識ともに優れ、その職責を全うすることができる者」と定め、高度な知識、経験、業務遂行能力を有した者から総合的に判断し人選を行っています。

【補充原則4－11－2 取締役の他の上場会社の役員兼務状況】
社外取締役を含め、全取締役の他社での兼任状況は有価証券報告書にて毎年開示を行っております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、十分な知見を有した取締役がその任についていると考えておりますが、各取締役に適合した、必要な文献の購入・講習への参加・監査法人との情報交換等を行えるよう体制を確保しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、本決算及び第2四半期決算発表時に決算説明会を開催し、代表取締役社長が直接株主や投資家に説明しております。株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で代表取締役社長等が前向きに対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ダイセキ	7,547,200	54.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,243,600	8.90
ステイト ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505025(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	481,200	3.44
株式会社イトジ	288,000	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	250,800	1.79
バンク カントナール ヴォードワーズ オーディナリー(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	200,000	1.43
東京海上日動火災保険株式会社	176,000	1.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	160,000	1.14
株式会社中京銀行	160,000	1.14
新東昭不動産株式会社	160,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	株式会社ダイセキ (上場:東京、名古屋) (コード) 9793

補足説明

当社の親会社は、株式会社ダイセキであり、親会社の議決権所有割合は54.0%であります。
当社は、親会社である株式会社ダイセキを中心とする企業グループの一員であります。当社と株式会社ダイセキとの取引は、主として当社が産業廃棄物の処理を委託し、環境分析を受託しております。
これらの取引は継続的取引として続いておりますが、いずれも取引も、独立した企業間の正常な取引条件下に行われることに最大限留意して進めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社ダイセキとの取引については、一般取引と同様に公正かつ適正な条件及び手続により行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤井敏夫	他の会社の出身者											
尾崎弘之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井敏夫	○	○	——	長きに亘り環境行政に携わってきた経歴を有しており、監査等委員である社外取締役としての立場から経営に参画し、経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
尾崎弘之	○	○	——	民間企業数社の要職を歴任する一方、環境省の複数の委員としての活動も続けており、監査等委員である社外取締役としての立場から経営に参画し、経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、現在・最近及び過去において一般株主と

				利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--	------------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施するため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務効率の改善及び不正過誤の未然防止のため、監査等委員会、業務監査を主体とする内部監査室及び会計監査人による会計監査の三者の協力体制により、経営監視機能の充実を図り、経営の透明性、客観性の確保に努めています。
 監査委員会と監査室は適宜それぞれの監査の方法や内部統制の状況及びそれらの結果について報告、情報交換を行い、会計監査人と連携して、効率的な業務監査を行うべく、監査機能の強化に取り組んでおります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
現状、特段のインセンティブ付与がなくても、十分なモチベーションに基づいた活動ができると考えているため。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

2016年2月期に係る役員区分ごとの報酬等の総額

取締役 支給人員5名 報酬等の総額 105,533千円 うち基本報酬 96,380千円、退職慰労金 9,153千円
監査役(社外監査役を除く) 支給人員1名 報酬等の総額 9,850千円 うち基本報酬 9,100千円、退職慰労金 750千円
社外役員 支給人員3名 報酬等の総額 2,880千円 うち基本報酬 2,880千円、退職慰労金 一千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

月1回の取締役会においては、必要な場合は事前に資料を配布するほか、その都度必要な情報を提供しております。また、その他随時の情報伝達窓口は、企画管理本部が担当し、情報伝達における遅滞がないよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1.取締役会を毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。
 - 2.監査等委員会は、当社と利害関係のない社外取締役2名を含む3名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び他の重要な会議へ出席し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。
 - 3.業務運営会議(部門長会議)を月1回開催し、意思決定の迅速な伝達、重要課題の検討並びに各部門の活動報告等を行い、情報と目標の共有化を図っております。
 - 4.全体会議を月1回開催し、会社の活動状況並びに需要事項を伝達することにより、情報と目標の共有化を図っております。
 - 5.コンプライアンス委員会:代表取締役社長を委員長とする委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
 - 6.リスク管理委員会:代表取締役社長を委員長とする委員会を組織し、当社を取り巻く各種リスクに対し、リスクごとにリスク管理部門を設け、その発生の防止対策を講じております。また、各種リスクを、発生可能性と影響度によって9種類に分けたリスクマップに整理し、各種リスクの早期発見と是正を図る体制を整備しております。
 - 7.代表取締役社長の直属の監査室を置き、内部監査を実施しています。監査計画に基づき定期的に内部統制の有効性や業務の効率性などについて監査し、その結果を代表取締役社長に報告しています。
 - 8.会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約に基づき会計監査を受けています。
- 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦
監査業務に係る補助者の構成
会計士9名、会計士試験合格者等3名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置し、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役が取締役会に出席することで、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ることが可能であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2月決算 5月の第3水曜日を目処に設定
その他	ホームページにて株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料、決算状況説明資料、株主総会の招集通知を掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」として作成、ホームページに掲載
環境保全活動、CSR活動等の実施	年1回環境・社会報告書作成し、ホームページに掲載

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

(1) 当会社は「倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図る。

(2) 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを行う。

(3) 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

2. 当会社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当会社の定める「倫理綱領(経営理念)(倫理憲章)(行動規範)」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当会社及び子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

(2) 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(3) 当会社及び子会社の取締役、監査役及び各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

当会社及び子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口(企業倫理ホットライン)の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を徹底する。通報・相談を行った者に対しては別途定めた「公益通報者保護規程」に従い対応することとし、内容により適宜の情報開示を実施する。

(4) 当会社及び子会社の内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

(5) 当会社及び子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から企画管理本部に処分を求め、役員の法令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

(6) 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当会社企画管理本部とし、当会社及び子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関係機関と連携し、毅然と対応する。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 代表取締役社長は、企画管理本部及び担当取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に係る情報の保存及び管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

4. 当会社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当会社及び子会社のリスクを網羅的・総合的に管理する。重要度の高いリスクについては対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに生じたリスクについては、すみやかに担当部門を定めるものとする。

(2) 内部監査室は部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。

5. 当会社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当会社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)の職務の執行の効率化を図る。

(1) 「取締役会規則」「組織規定」「職務権限規程」「職務分掌規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化

(2) 取締役・ゼネラルマネージャー・子会社の取締役を構成員とするグループ合同経営会議(以下、「業務運営会議」という。)の充実(内部監査室長及び監査等委員である取締役の参加)と情報伝達の迅速化。

(3) 業務運営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施。

6. 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する事項

(1) 当会社及び子会社における内部統制の構築を目指し、月1回の業務運営会議を通じ、指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、ゼネラルマネージャー・子会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(3) 当会社の内部監査室は、当会社及び子会社の内部監査により、グループ企業間の業務が適正に行われていることを確認する。

(4) 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当会社への事前協議事項及び報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当会社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その使用人は社内組織から独立したものとする。

(2) 監査等委員会は、内部監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)、内部監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役及び使用人は、監査等委員会の当該使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。

8. 当会社及び子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は次に定める事項を報告することとする。

1-1 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

1-2 毎月の経営状況で重要な事項

1-3 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

1-4 重大な法令・定款違反

1-5 コンプライアンス相談窓口(企業倫理ホットライン)の通報・相談状況及び内容

1-6 その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 使用人は前項1-2及び1-5に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

(3) 報告した者に対しては別途定める「公益通報者保護規程」により、不利益な取り扱いがないよう徹底する。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査基準」に従い会社に償還請求することができる。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規程」「監査等委員会権限」による職務分担の明確化を図り、代表取締役社長との定期的な意見交換及び会計監査人の「マネジ

ントレーター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、企業としての社会的役割、責任を自覚し、法律を厳守、経済・社会倫理に従って行動、社会とともに成長し、発展することを基本姿勢としています。「反社会的勢力への利益供与を一切行ってはならない」と行動規範に定めております。

(2)整備状況

反社会的勢力による経営活動の関与防止や被害を防止する観点から、当社は行動規範の整備をしています。

- ・企画管理本部総務部を対応統括部署とし、企画管理本部長を責任者としています。
- ・企業防衛対策協議会の講習会に参加する等して情報の収集を行っております。
- ・社員全員が参加し、月1回開催するコンプライアンス勉強会の中で研修課題の1つとして取り上げています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

